

事務事業評価表（内部管理事務等）

評価対象年度	令和 元 年度
1次評価日（主幹等）	2年 3月 31日
2次評価日（課長等）	2年 5月 31日

1 事業名	医療費適正化事業			コード	2406	
2 担当部課	部等	市民環境部	課等	医療保険課	作成者	水野 康夫
3 事業概要	目的体系	基本目標	ともに支えあい、健やかに暮らせるまち			
		政策	福祉の推進	施策	社会保障の円滑な運営	
		予算科目	国保特会	業務委託	なし（直営）	
		実施義務	あり（義務的・標準的事業）	国県補助	あり	
		根拠法令	国民健康保険法			

●事業の実施内容（D0）

4 事業の概要等	*対象者（誰のため）、意図（どのような状態にしたいのか）	
事業の概要 （簡潔に）	被保険者のために、保険診療における適正な医療費の請求を点検したり、適正な受診を呼びかけるなどにより医療費の適正化を図る。	
目的	対象者	岡谷市国民健康保険被保険者
	意図	適正な医療費の請求と適正な受診による医療費の適正化を図る

5 事業の実施内容	*元年度に、いつ・どこで・誰が・何を・どのように行ったか、という具体的な内容	
	<p>医療機関等からの診療報酬明細書の内容及び縦覧点検業務等を長野県国民健康保険団体連合会に委託して行った。</p> <p>医療費通知を年3回送付し、被保険者に医療費と受診状況を省みて知ってもらうことで、医療費の適正化を図った。（※税法改正に伴い、医療費控除の申告資料に一部対応。）</p> <p>後発医薬品利用差額通知の対象を拡大のうえ、送付をするなど、後発薬の利用促進を啓発した。</p> <p>重複・頻回受診や重複服薬等をしている者に、保健師による電話や個別訪問による状況確認や指導を実施した。引き続き適正な受診による健康維持と疾病の早期回復を目指すとともに受診の適正化を図る。</p>	
前年度の課題への対応	健診の大切さやかかりつけ医を持つこと、お薬手帳を持つことを周知し、適正受診に向けた情報提供を行った。	

6 ア) コストの推移	*この事業にかかる費用（人件費は、1人あたり年間800万円で換算）			[単位：円]		
	区分	29年度	30年度	元年度	2年度(予算)	
① 直接事業費	経常経費	3,137,391	3,095,100	2,870,651	4,382,000	
	臨時的経費	0	0	0		
	* 臨時的経費の説明	—				
	② 人件費	3,200,000	3,200,000	3,200,000	3,200,000	
	正規職員の人数(人)	0.40	0.40	0.40	0.40	
③ 合計コスト (①+②)	前年度比		99.3%	96.4%	124.9%	
	財源内訳	一般財源	6,337,391	4,908,100	4,206,651	7,582,000
		特定財源	0	1,387,000	1,864,000	0
	* 特定財源の説明	事業実績に対する県からの特別交付金分				
④ コストに関する補足説明	—					

イ) 負担金、補助金、交付金の状況

[単位：件、円、%]

負担金補助金		29年度	30年度	元年度	2年度(予算)
	件数				
	金額				
	件数				
	金額				
	件数				
	金額				
	件数				
	金額				
ア)の①に含まれる負担金等合計金額及び割合	合計金額	0	0	0	0
	割合	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%

●改善の内容 (ACTION)

7 具体的な課題と改善

課題	<p>(事務を正確に実施し、少ない費用で効率的に事業を行う上で、現在課題になっていること)</p> <p>適正受診による医療給付の適正化と併せ、受診者の健康保持と疾病に応じたきめ細やかな保健指導のできる体制づくりが必要。 普段から自身の健康状態等を知る医師を持つことの大切さ等の意識がまだまだ希薄であり、周知啓発が必要である。 薬剤併用禁忌等の徹底はもとより、診療(調剤)報酬の仕組みからお薬手帳を持つことの意義が生じており、周知啓発が必要である。</p>
	<p>(上記の課題をふまえて2年度以降に実施する、具体的な改善の内容)</p> <p>必要に応じた適正な医療を受けるための知識を身につけてもらうための情報提供を行う。 具合が悪くなった時にすぐに相談や受診ができる身近な医療機関を持つこと等を意識啓発する。 併用禁忌等の薬剤の利用状況の実態を把握し、適正な服用等が図られるよう関係機関等と問題意識等の共有を図り、適正な処方、服薬を啓発する。</p>
改善方法	
改善開始時期	令和2年4月

●次年度の計画 (PLAN)

8 次年度の方針	継続して実施	9 施策評価による2年度の優先度 *H30年度施策評価表より転記すること	B
----------	--------	---	---